

## リチウムイオン蓄電池が組み込まれたポータブル蓄電装置の電気用品安全法上の取り扱いについて

平成 2 4 年 9 月  
製品安全課

電気用品安全法施行令が改正され、現在規制中のリチウムイオン蓄電池に加え、平成24年7月1日から「はんだ付けその他の接合方法により、容易に取り外すことができない状態で機械器具に固定して用いられるものその他の特殊な構造のもの」が新たに電気用品安全法の規制対象品目に追加されました。

近年、スマートフォンや携帯電話等への充電用ポータブル電源として、リチウムイオン蓄電池を組み込んだものが流通しています。

こうしたポータブル蓄電装置のうち、電気用品安全法による規制対象となるリチウムイオン蓄電池が充電装置、昇圧装置等とともに同一筐体に組み込まれ、容易に取り外すことができないものは、「電気用品の範囲等の解釈について（平成24・03・21商局第1号、平成24年4月2日）」Ⅲ リチウムイオン蓄電池（9）の装着されている状態のものとして取り扱います。

このため、ポータブル蓄電装置自体は電気用品安全法施行令別表第二第十二号のリチウムイオン蓄電池とはなりません。

なお、ポータブル蓄電装置を国内で製造する、あるいは修理サービスを行う場合であって、組み込むリチウムイオン蓄電池が電気用品安全法の規制対象である場合については、組み込むリチウムイオン蓄電池自体は電気用品（特定電気用品以外の電気用品）に該当します。

(例)

- ・組み込むリチウムイオン蓄電池が国内流通（販売）される場合
- ・組み込むリチウムイオン蓄電池が国内製造される場合
- ・組み込むリチウムイオン蓄電池が単体（ポータブル蓄電装置に装着されない状態）で輸入される場合 等